

明治中期の法律雑誌と大阪攻法会：梅謙次郎「日本民法和解論」に導かれて

著者	高橋 裕
雑誌名	法と政治
巻	62
号	1(下)
ページ	157(784) - 195(746)
発行年	2011-04-20
URL	http://hdl.handle.net/10236/7690

明治中期の法律雑誌と大阪攻法会

——梅謙次郎「日本民法和解論」に導かれて——

高 橋 裕

関西学院大学法学部資料室には幾冊かの貴重資料が収められているが、その一つとして梅謙次郎「日本民法和解論」のオリジナル版を数えあげることに異論は出るまい。梅の法学上のごく初期の著作であるとともに、彼が著わした邦語のものとして現存を確認できる殆ど唯一のモノグラフでもある。しかし——2001年に刊行された復刻版（梅 2001）に附された大中有信による要を得た解説（大中 2001）によって相当程度解消されたもの——、初出の状況・刊行年といった基本的な点も含めて、この著作についてはなお不明な点が少なくない。本稿は、そのような状況を前提としながら、梅にこの「日本民法和解論」の公表の場を提供することとなった大阪攻法会という組織および同会が刊行していた雑誌について、当時の法律雑誌をめぐる一般的状況に重ね合わせつつ、若干の新たな情報を提示しようとするものである。

1. 理論的考察——法とテキスト、そして雑誌

本稿では専ら、明治の一時期における或る法律雑誌とその発行主体の歴史的位置づけが検討されることになるわけだが、そのような問題の法社会学的定位の相を明らかにするために、まずは理論的考察を行なっておこう。

(1) 資料番号 344/U51w。

本節の目標は、雑誌という刊行物を、法の社会理論という視角から分析するための端緒的視座を提示することにおかれる。

法的な営エンタプライズ為(2)の一つの社会学的特徴は、そのような営為とことば、就中テキストとの関係に見出すことができる。すなわち、法的営為の中核をなすのは「(3)テキストの解釈」、それも、(3)複数の層に亘るテキストの解釈という作業だということである。そのうちで一かたまりの層をなすのは法源とみなされるテキスト群であるが、法学に志向する者が現に行なっている法解釈を観察するならば、そこではしばしば、法源たるテキスト群に加えて、他の膨大なテキスト群をも同時に／先行的に／潜在的に理解し・解釈するという作業が伴われている。(4)以下では、法源を構成するテキスト群を第一次的法テキスト、それ以外であって、しかし法源の解釈にあたって・同時に／先行的に／潜在的に理解と解釈との対象となるテキスト群を第二次的法テキストと呼ぶことにしよう。(5)そうして、そのような複数の層に亘

(2) 本稿がとるアプローチは、法概念論の重要性を強く意識しつつ、ただしその際に「法」そのものの意味解明を行なおうとするのではなく、legal/legalityの性質解明に向かおうとするものである (Raz 1994 [1983]: 195-197 参照)。

(3) このことに関連して、法理学を含む法律学の領域での文献の摘示はここでは措いておき、社会学からの指摘として (アングロ＝アメリカの文脈への傾斜が強いものだが) Parsons 2008 [1977]: 110 のみを挙げておく。

(4) 判例が法源でないといわれる法圏であってしかし実際には判例が強く意識される、という場合における、判決例が成すテキスト群はその典型的な一つである。

(5) この二つのテキストの区別をめぐって、いくつかの補足をしておこう：第一に、この理論装置は、実際の法発見にあたって、非テキスト的なものが法源の一部を構成するという可能性を排除しようとするものではない。第二に、この理論装置は、法的営為における口頭の性質 orality の重要性を無視しようとするものではない (それを視野に入れようとするれば、たとえば越智 2007 において提示されたような・別の理論装置——越智の議論

るテキストを同時的に視野に入れつつ行なわれる解釈という作業は、相当程度の知的強靱性とテキストに対する複眼的な距離意識とでもいうべき感覚とを要求するものである。

ただし、第一次的法テキストと比較して第二次的法テキストが法解釈に占める一般的比重の大小は法圏と時期とに応じて区々であり、また、当該

の射程がそれに尽きるものだということでは全くないが——の構築が必要になろう)。第三に、この理論装置は、ロジャ＝コトゥレルの議論に示唆を受けているものの、彼が重視する legal doctrine / legal ideology (Cotterrell 1995, たとえば *ibid*: 38-40) と本稿にいう第二次的法テキストとは——重なる場合はあるはずだが——異なる。第四に、本稿の視点は、ロナルド＝ドゥオーキンの法理論 (Dworkin 1986: 225ff) との類縁性を有する、にもかかわらず、解釈されるべきテキストの多層性を重視するという点において、法以外 (たとえば文芸) の領域での解釈一般と法解釈との相同性を指摘する見解 (近時のその率直な表明として笹倉 2010 参照) と対抗関係に立つ。第五に、或る時期の或る法圏においては、当該時期・法圏での法源論の状況に応じて、第一次的法テキストと第二次的法テキストとの境界は不分明でありうる。第六に、「一次」「二次」という分類は少なくとも2つの意味において便宜的なものである；一つには、第一次的法テキスト・第二次的法テキストそれぞれの内部で、さらに諸テキストが層をなすことはしばしば起きており、したがってこの理論装置は、テキストを成すものが二つの層のみに尽きるということを主張しようとするものではないという意味で、もう一つには、「第一次」的法テキストの方が「第二次」的法テキストよりも法解釈の作業においてア・プリオリに優越的地位を占めるということの意味しようとするものではないという意味で。第七に、この区別は、〈法発見にあたって——規範的拘束力と対置される——事実上の拘束力を有するテキストが存在する〉という議論 (数多いが、重要なものとしてここでは田中 (英) 1974: 197-199 および広中 2006: 45-46 のみを挙げる) とは、関連はするものの、しかし異なる次元に位置する問題意識に導かれたものである。そして最後に (しかし重要なこととして)、本文で示した議論は、法とテキストとを同視しようとするものではないし、また、〈法とはテキストから導かれるものである〉という法概念論的主張へのコミットメントを含意するものでもない。

法圏・時期において、それら解釈作業を行なおうとする者の性質——たとえば専門法曹であるか初学者であるか——等によっても変化する。⁽⁶⁾ 第二次的法テクストを構成するものもまたさまざまである。⁽⁷⁾ かくして、なにが第二次的法テクストを構成し、またそれらが法解釈を志向する作業においてどのような地位を占めるかを具体的に明らかにすることは、当該法圏・当該時期における legal culture ⁽⁸⁾ の記述という法社会学的問題関心へと結びついていく。

そしてまた、前段までで示した理論装置と問題関心とを前提にするならば、ただちにその下位問題として、次のような問題が提起されることになる——或る時期の或る法圏において、第一次的法テクスト・第二次的法

(6) たとえば、初学者であるほど、法源ではなく、法学者によるテクストに強く依拠しようとする傾向が強いという法圏・時期もあろう。あるいは、専門法曹においては、初学者との比較で、く生み出したテクストが以後の法解釈の際には参照されるべき再帰的性質を帯びる可能性がある、ことを予期しつつ法テクストを産出する」という作業を行なわざるをえない、という可能性が高まるかもしれない。

(7) 比較的普遍的なのは、法学者の著わした——法源とはみなされないが、法理論の構成と叙述をめざす——テクスト群であろう（なお、或る時期の或る法圏においては法学者の理論的テクスト（「学説」）が法源たる地位を占めることもありうるが、それはまた別の問題である。日本の裁判実務における学説の地位については中野編 2009：109-115 を参照）。さらに附言すれば、直前の文では便宜的に「法学者の著わした……テクスト群」という表現を用いたものの、社会学的に見るならばむしろ、法解釈にあたって参照されるべき第二次的テクストを生み出すことができるとみなされる者が「法学者」である（これに関連して、尾崎 2009：199-202 の法理解も参照）。

(8) legal culture（法文化）の多義性はしばしば議論の混乱を招くこととなっているが、ここではコトウレルにおける用語法（Cotterrell 2006 [1997]）に従う。legal culture の概念をめぐる近時の議論状況の一端は、高橋 2009 において紹介した。

テキストは、どのような媒体を通じて生み出され、また社会に提示されていくのだろうか、と。法律雑誌は、法令集・判例集・単行書などと並ぶ・そのような媒体の一つとして位置づけられるわけだが、こと雑誌という——刊行の定期性を予定し、しばしば内容の即時性を持ち、編集主体を擁しつつ、複数の執筆者からの寄稿を募ることを常態とする——媒体に即するならば、問題は以下のように細密化される：法律雑誌が、いつ、どこで、誰によって、どのようにして刊行され、そこにはどのような内容が掲載されたのか、そしてまた、法律雑誌とそこに掲載された内容は、どこで、誰によって、どのように受容され、あるいは受容されなかったのか？ さらに、この問いを検討する際には、これらの事柄の背景（場合によっては直接的動機）をなす政治的・経済的・社会的・歴史的位相をも視野に収めなければならない。

以上を前提にして、本論へ移ることとしよう。

2. 明治中期の法律雑誌と大阪攻法会

(1) はじめに

かくして本稿は、上述のような理論的関心のもとで、大阪攻法会という組織とそれが刊行した法律雑誌をめぐる検討を行なうことになる。そうしてその際には、同時代の法律雑誌の全般的な刊行状況をも視野に入れることに一定の意義があるはずである。ところが、日本における先行研究の状況を見るならば、個々の法律雑誌に焦点を合わせた検討には或る程度の蓄積があるもの⁽⁹⁾、法律雑誌の刊行状況の全体を把握しようとする試みはま

(9) まずは東京大学・法政大学・明治大学・中央大学・日本大学・早稲田大学などの各校史が、そして今なお手塚 1988 [1936] が、それぞれ参看されるべきであるが、それらに加えて、春原 1965/利谷 1966/高瀬 1989/江戸 1993/江橋 1993/中村 1993: 196-207/村上 2007a/村上 2007b/村

だ充分には行なわれていないように思える。そこで、ここではまず明治期、特に梅の「日本民法和解論」が公表された明治中期の法律雑誌を整理することから始めることにしたい。⁽¹⁰⁾

明治10年代後半から20年代前半にかけて刊行された法律雑誌をまとめたものが表1～表3である。⁽¹¹⁾「日本民法和解論」と、またそれに先立ち

上 2008-2009/山崎 2010: 78-84, 213-219 も参照のこと。

(10) 本稿が焦点を合わせる明治期に限ってみると、法律雑誌の刊行状況を通覧しようとする試みとして、前出の手塚 1988 [1936] に加え(講義録に対象が限定されるが)天野 1997 [1994] があり、また、明治期の法律雑誌の一覧を示そうとするものとして西村 1968 がある。さらに、史料集である東京大学法学部明治新聞雑誌文庫 1994 も参照(鈴木・大隅 1984 は法律雑誌のあり方を主題とした数少ない文献の一つであるが、明治期への言及は少ない)。

このような状況は、隣接分野である経済学の領域での雑誌研究に比較すると、蓄積を欠くものだと評さざるをえまい。経済雑誌をめぐるのは、杉原四郎の先駆的研究(杉原 1972/杉原 1980/杉原 1987/杉原 1992/杉原 1997 所収の諸論稿を参照。これらには関西法律学校にかかわるものも含まれる)に導かれつつ、杉原編 1990 や金沢 1989 などの労作が生まれているのである。また、政治学の領域でも雑誌への注目は長く、明治期の政治・政論雑誌の状況をめぐる古典的な西田 1961 (および、重点が新聞に置かれているものだが西田 1989 所収の諸論稿) などが既にある。以上に関連して、史料も含め多くの有益な情報を提供する松本・山室校注 1990 と、雑誌の全般的な刊行状況を通覧させうる日本出版書籍協会編 1968 の当該時期の記述も参照のこと。

(11) 以下、雑誌名・人名の記述ならびに史料の引用にあたっては通行の漢字・文字を用いることを原則とする。また、西暦表記とともに、適宜和暦表記を用いる。引用文中において角括弧で括った部分は筆者による附記・補足である。

(12) 以下、表1～表3作成の作業手順について説明する。

1. 周知のとおり、明治期の雑誌類の蒐集は、国立国会図書館によっても網羅的になされているわけではなく(国立国会図書館による第二次世界大戦までの時期の雑誌の収蔵状況をめぐっては、田中(久) 1989 が詳

しい)、東京大学明治新聞雑誌文庫によって補われている部分が多い。そこで、明治期の法律雑誌の刊行状況を整理する際の出発点も、明治新聞雑誌文庫の所蔵目録である『東天紅』(瀬木編 1930-1941) および東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編 1979 に求めることにした(明治新聞雑誌文庫については西田 2001 [1971-1972] も参照)。

2. しかし、同文庫に所蔵されていない雑誌も当然のことながら少なからず存在するはずである。そこで本稿では、そのような雑誌の刊行の跡を辿る手がかりとして、明治20年代前半の官報に掲載された出版届出図書の一覧をも参照することにした。これについては、明治21年から27年までのものが、明治文献資料刊行会編 1974-75 にまとめて収録されている。ただし、明治23年4月以降はそこに含まれる学術雑誌が激減する(その理由は明らかでない)ため、実際の刊行状況は明らかでなくなる(明治前期の雑誌と著作権との関係をめぐっては、浅岡 2009 [2008] を参照)。
3. 以上を踏まえて、表1には、明治16年4月から明治23年までに創刊されたものを掲載した。明治16年4月を始期としたのはそれが新聞紙条例施行の時期であるという歴史的理由による(かつ、結果的には、それから幾分時間をおいた明治17年3月刊行の『法学協会雑誌』がリストの最初のものとなっている)が、終期を明治23年としたのは前項に記した史料制約のためである。
4. ただし、明治23年から明治24年にかけては、官報に併記されている著作権登録図書(これも明治文献資料刊行会編 1974-75 によって通覧できる)から雑誌刊行の状況が或る程度推察できる。複数回にわたって著作権登録がなされているものは、少なくとも一号は現に刊行されたものとみなすことができると思われるため、表2としてその一覧を記した。
5. また、表3には、明治17年から明治23年についての警視庁・大阪府・京都府の警察統計表(題名は区々であるが、大日向解題 1985-1986 にまとめて収録されている)に掲載された雑誌で・発行部数が1部以上と報告されているものをまとめた。ここには、一方では、表1・表2に含まれているものを除外し、他方では、明治17年以前に創刊された雑誌を含んでいる。
6. 「雑誌」の定義も含め、なにをもって法律雑誌とみなすかには難しい問題が含まれるが、以下のように考えながら採否を決めた。
 - (1) 『東天紅』(瀬木編 1930-1941) 続篇附録の「藏品分類表」には分野別の雑誌一覧が掲載されているため、同 pp. 9-10 所掲の「法学」関

係雑誌とされているものをまずは採録することとした。ただし、『東天紅』（全／続篇）本編中に所掲の雑誌であって明らかに法律雑誌と考えられるもののうちに「蔵品分類表」pp. 9-10へ記載されていない（すなわち記載漏れと考えられる）ものがあるので、それらを補うとともに、『東天紅』三篇で初めて現われた雑誌も補完することとした。以上の作業は、『東天紅』三冊いずれについても本編中の目録に内容注記がなされていることによって可能になったことである（その意味で、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編 1979 にその点の記載がないのは、杉原 1987：187-193 も指摘するとおりに惜しまれる。なお、判断の難しいものについては、明治新聞雑誌文庫において実見することを心がけたが、その作業は充分にはできていない）。

- (2) 官報掲載の出版届出図書および警察統計表から抽出する際には、タイトルと編輯者名・版權登録者名を判断の手がかりにする以外の方法がなかった（しかも、警察統計表のうち、多くの雑誌を記載する警視庁統計表においては、雑誌であることは明確である一方で、編輯者・発行者にかかわる情報を欠く）。そのため、法学関係論稿を主たる内容とする可能性が高いと考えられる定期刊行物で、複数の執筆者による論稿が掲載されているとみられるもの（出版届出図書目の表記上は「著作者」ではなく「編輯者」の記載があるもの）に限定して採録することとした。
- (3) 版權登録者が官公庁であるもの、法令集・統計集、警察・矯正関係と思われるもの、法医学関係と思われるものは採録しなかった（なお、明治初期の法令をめぐる書誌情報については松村 2001 を、司法統計をめぐる書誌情報については林 2010 を、それぞれ参照）。また、政治・政論雑誌、経済雑誌、総合雑誌などに法律関連記事が掲載されたことは少なくないが、それらの雑誌も除外した。判例誌についてはいったん採録を試みたが、雑誌の性格について判断に迷うことが少なかったため、最終的には『裁判粹誌』以外の採録を控えた。
- (4) 他方、(2)に該当し、かつ(3)に掲げた除外条件に当てはまらないと考えられる限りで、講義録は収載した。明治20年前後においては、第二次的法テキストとみなしうるものを掲載している場合が少なくないためである（明治期の講義録については、前出の天野 1997 [1994] に加え、天野 1996 [1989]／田中（征）1978：55-180／早稲田大学出版部編 1986：3-60、同附「早稲田大学出版部目録」：50-54 を参照。なお、

「⁽¹³⁾仏国質入法講義」とを梅に公表する場を提供した⁽¹⁴⁾大阪攻法会という名は、表1では、明治21年10月創刊の『大阪攻法会雑誌』および明治22年10月創刊の『税法雑誌』の発行主体として現われている。

これらの表、特に表1を一瞥するのみで指摘できるのは、一つには、当時の法律雑誌の発行主体は法律学校との直接的な結びつきを有する組織と⁽¹⁵⁾そうでない組織とに大別できるところ、大阪攻法会は後者のようであること、もう一つには、法律雑誌の大半が東京で発行されたなかで、大阪攻法会とはその名が示すように当初大阪において法律雑誌を発行した組織であ

講義録は通信網の展開なしには発展が難しいものであると考えられるが、それに関連して永嶺 2004：13 が、短いながらも興味深い情報を伝える)。

7. 官報に掲載された出版届出図書および版權登録図書のなかから法律関係雑誌を抽出する作業については、自ずと思わぬ脱漏や誤りが生じていることと思われる。また、上述したもの以外の文献情報(たとえば、東京・大阪・京都以外の警察統計)およびインターネット上の各種データベースによって存在が確認できるものは少なくなく、さらには同時期の新聞雑誌等の広告も非常に有益な情報源になるが、それらに基づく採録は今回は行なわなかった(西村 1968 に掲げられた同時期の法律雑誌とされるもののうちで(意識的に除外したものの外にもなお)今回の作業では検出されなかったものが数誌あるが、それらを表1などに追補することもしていない)。

(13) 「日本民法和解論」および「仏国質入法講義」の書誌的情報については後述。

(14) 以下、本文では「大阪」という表記を用いるが、史料の引用に際しては原文に応じ「大坂」という表記を使う場合がある。

(15) ただし、法律学校と結びつきを有する組織であるかどうか組織名を見るだけで明らかにならないことはいうまでもない(たとえば、表1においては組織名でも個人名でも法律学校との直接の結びつきを推測させがたいかもしれない『法理精華』は、英吉利法学校の機関誌的位置づけを有する雑誌であった。『法理精華』をめぐる近時の論稿として菅原 1994 および菅原 2004 がある)。

表1：明治新聞雑誌文庫所蔵／官報掲載（出版届出）の法律雑誌

明治中期の法律雑誌と大阪政法会

出典 ¹⁾	雑誌名 ²⁾	発行所 ³⁾	版權所有者 ⁴⁾	編輯者 ⁴⁾	刊行確認号 ⁵⁾	創刊年月等 ⁶⁾	発行地 ⁷⁾
○*+	法学協会雑誌	忠愛社		粟生誠太郎	現存	M17年3月	東京
○+	法学講義筆記	明治義塾法律学校			5号/28号	M17年11月 (5号)	東京
○	法律講義録	明治義塾法律学校			1号/21号	M18年4月	東京
○+	明法雑誌	明治法律学校			1号/94号	M18年2月	東京
○+	法律学術問題雑誌	法律雜誌家			1号/7号	M18年10月	東京
○+	中央法学会雑誌	中央法学会			1号/96号	M18年11月	東京
○+	東京法律新聞	東京法律新聞社			1号/59号	M19年10月	東京
○+	万国法律週報	錦水堂			1号/55号	M19年11月	東京
○	法政叢	明治法律学校			99号/131号	M19年12月	東京
○+	日本法律雑誌	日本法律雜誌社			1号/55号	M19年2月	東京
○*+	法律応用雑誌	東京法学社	菰口此助	山田東次	1号/170号	M19年4月	東京
○+	中外法学新報	中外法学新報社			1号/10号	M19年6月	東京
○+	東京法学雑誌	集成社			2号/10号	M19年6月	東京
○+	欧米政典集誌	泰山書房			1号/64号	M19年8月	東京
○+	法律経済新報	法律経済新報社			1号/13号	M19年9月	東京
○+	東洋法学叢誌	同胞社			1号/11号	M20年1月	東京
○*+	国家学会雑誌	国家学会			現存	M20年3月	東京
○*+	法学速成雑誌	法学速成雜誌社	吉田左一郎	吉田左一郎	1号/70号	M20年4月	東京
○*	→帝國法律雑誌	政法学会	吉田左一郎	吉田左一郎	71号/72号	M22年6月	東京
○+	法律経済斯馨雑誌	斯馨館			31号/40号	M20年3月 (31号)	京都
○+	万国律法集覽	律法獨習会			1号/9号	M20年4月	東京
○	専修学校法律学講義筆記 第一年級	専修学校			1号/38号	M20年4月 (14号)	東京
○	法律講義録	横浜法律学校			30号	M20年10月	神奈川
*+	法律行政経済講義録	明治法律学校講法会	平松福三郎	平松福三郎	1号/47号	M20年10月	東京
*	→【第一期】法律政治講 義録	明治法律学校講法会	平松福三郎	平松福三郎	48号/124号	M21年9月	東京
○*	東京法学校雑誌	東京法学校校友会雑誌 部	上林敬次郎	上林敬次郎	1号/18号	M21年1月	東京
○	法律捷徑雑誌	法律捷徑雜誌社			4号/6号	M21年1月	群馬
○*	法学講義録 一期	同盟法学会	佐藤庄太	佐藤庄太	1号/60号	M21年2月	京都
○+	政法指針	政法指針社			1号/3号	M21年4月	東京
○+	日本之法律	博文館			1号/6巻12号	M21年6月	東京
○+	研法雑誌	研法社			2号/25号	M21年6月	千葉
○	法学集誌	千葉法学社			3号	M21年6月	千葉
*	新潟法学協会雑誌	新潟法学協会	岩田與三次	岩田與三次	1号/5号	M21年6月	新潟
○*	裁判叢誌	裁判叢誌社	増島六一郎	増島六一郎	1号/第15巻	M21年7月	東京
*	法学討論雑誌		栗田皋	清水淺太郎	1号/3号	M21年7月	岐阜
○	五大法律学校聯合討論筆 記	博聞社	長尾景弼	吉田初三 外四名	第一回第二回/ 第三回	M21年8月 (版權登録 届による)	東京
○*	→五大法律学校聯合討 論會雑誌	博聞社	長尾景弼	結城朝陽 外四名	1号/4号	M22年1月	東京
○	→五大法律学校聯合 討論筆記	博聞社	長尾景弼	六嘉秀孝 外四名	第四回	M22年8月	東京
○+	法林	法林社			1巻2号	M21年8月	大阪
○*	法叢	政法社	本田恒之	三浦恒吉	1号/38号	M21年9月	東京
*+	法学之友	精法会	中島亀治	中島亀治	1号/2号	M21年9月	京都
*+	英吉利法律講義録 一年 級	英吉利法律学校?	増島六一郎	濫谷徳爾	1号/50号	M21年10月	東京

○*	大阪攻法会雑誌	大阪攻法会	田山宗堯	安江静	1号/51号	M21年10月	大阪
*	関西法律学校筆授生講義録	関西法律学校	吉田一士	多田豊吉	1号/36号	M21年10月	大阪
*	法学之骨髄		増田岩男	加治壽衛吉	1号/5号	M21年10月	東京
*+	英吉利法律講義録 二年級	英吉利法律学校?	増島六一郎	澁谷健爾	1号/51号	M21年10月	東京
*+	英吉利法律講義録 三年級	英吉利法律学校?	増島六一郎	澁谷健爾	1号/51号	M21年10月	東京
○*	行政法学会講義録	行政法学会	池田良智	池田良智	1号/18号	M21年10月	東京
*	司法科講義録 一年級	東京専門学校出版局?	横田敬太	田原榮	1号/46号	M21年10月	東京
*	司法科講義録 二年級	東京専門学校出版局?	横田敬太	田原榮	1号/47号	M21年10月	東京
*	法律政治講義録 二期	明治法律学校講法会?	平松福三郎	平松福三郎	1号/73号	M21年10月	東京
*	実用法誌		河野和二郎	河野和二郎	1号/9号	M21年10月	東京
*	法学之友		坂本武治	堺澤彌太郎	2号/4号	M21年11月	東京
*	第二期 中央法学会講義録 一年級	中央法学会	薩埵正邦	山田東次	1号/4号	M21年12月	東京
*	第二期 中央法学会講義録 二年級	中央法学会	薩埵正邦	山田東次	1号/4号	M21年12月	東京
○*	法理精華	法理精華社	粟生誠太郎	結城朝陽	1号/38号	M22年1月	東京
○*	憲法新誌	公法社	鹽入大輔	平川平	1号/13号	M22年1月	東京
*	第二期 中央法学会講義録 三年級	中央法学会?	薩埵正邦	山田東次	1号	M22年1月	東京
○	法学雑誌	政法学会			1号	M22年1月	東京
*	法律		内藤加我	内藤加我	1号	M22年2月	東京
*	中外法律集誌	三学社	大島安治	大島安治	1号/8号	M22年2月	東京
○*	憲法行政学	憲法行政学社	魚住長胤	魚住長胤	1号/2号	M22年4月	東京
*	専修法律講義録	法律専修学会?	今井喜兵衛	成瀬麟	1号	M22年4月	京都
○*	→法律専修学会講義録	法律専修学会	今井喜兵衛	成瀬麟	2号/8号	M22年4月	京都
*	法政文	法政団	山本節	山本節	1号/2号	M22年4月	東京
*	法律研究会雑誌		鳥郁太郎	中島順吉	1号/15号	M22年5月	東京
*	行政法学会司法科講義録	行政法学会?	池田良智	平松三九外一名	1号/10号	M22年5月	東京
○	講法	講法館			1号/5号	M22年5月	東京
○	法政新報	横浜法律学校			21号/27号	M22年6月	神奈川(21号)
○+	通俗法学叢談	法学叢談社			1号	M22年6月	東京
○*	法理新説	法理新説社	林俊久	石丸善保	1号/8号	M22年6月	東京
○*	法学志林	日本同盟法学会	佐藤庄太	佐藤庄太	1号/7号	M22年8月	京都
○*	→法政雑誌	日本同盟法学会	佐藤庄太	佐藤庄太	8号/14号	M23年3月	京都
○	→法典弁疑	日本同盟法学会	佐藤庄太		28号/52号	M24年1月	京都
○*	税法雑誌	大阪攻法会東京支会	田山宗堯	安江静	1号/29号	M22年10月	東京
*	東京法学院講義録 二十三年度 一年級	東京法学院?	増島六一郎	澁谷健爾	1号/24号	M22年10月	東京
*	東京法学院講義録 二十三年度 二年級	東京法学院?	増島六一郎	澁谷健爾	1号/24号	M22年10月	東京
*	東京法学院講義録 二十三年度 三年級	東京法学院?	増島六一郎	澁谷健爾	1号/24号	M22年10月	東京
*+	関西法律学校講義録	関西法律学校?	吉田一士	村松岩吉	1号/18号	M22年10月	大阪
*	第三年級 司法科講義録	東京専門学校出版局?	横田敬太	田原榮	1号/16号	M22年10月	東京
*	第一年級 司法科講義録 第二回	東京専門学校出版局?	横田敬太	田原榮	1号/18号	M22年10月	東京
*	第二年級 司法科講義録 第二回	東京専門学校出版局?	横田敬太	田原榮	1号/17号	M22年10月	東京
*	法律政治講義録 三期	明治法律学校講法会?	平松福三郎	平松福三郎	2号/23号	M22年10月	東京
*	東京法律新報		山田東次	山田東次	1号/2号	M22年11月	東京

○*	法律新論	東京法学社	守屋此助	山田東次	171号/185号	M22年11月 (171号)	東京
○*	政法誌	益友会	田中長蔵	田中長蔵	1号/8号	M22年12月	三重
*	和仏法律学校講義録 一 学年	和仏法律学校?	辻謙之介	六嘉秀孝	1号/7号	M23年1月	東京
○+	東海政法雑誌	荏原政法社			1号/3号	M23年1月	東京
*	新法律		大島安治	大島安治	9号	M23年2月 (9号)	東京
*	和仏法律学校講義録 校 友会雑誌	和仏法律学校?	山田東次	北村武表	19号/20号	M23年2月 (19号)	東京
*	熊本法律学校講義録	熊本法律学校	郷司春蔵	碓佐顕	1号/12号	M23年2月	熊本
*	法学講義録 二期	日本同盟法学会	佐藤庄太	佐藤庄太	1号	M23年3月	京都
○+	法律政紀	日芳律書院			25号/68号	M23年5月 (25号)	東京
○	政法誌	益友会仮事務所			8号	M23年7月 (8号)	三重
○	商法問答新誌	商法問答新誌社			1号/11号	M23年8月	大阪
○	商法講習新誌	商法講習新誌発行所			2号	M23年12月	岡山

表1 註

- 1) 瀬木編 1930-1941 (『東天紅』) および東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編 1979 に記載のあるものには○を、官報所掲の出版届出図書に記載のあるものには*を、明治17年から23年にかけての警察統計(警視庁・大阪・京都)に記載のあるものには+を附した。
- 2) 雑誌名(および人名)は原則として通行の字に改めた(表2以下についても同様)。配列は創刊順を原則としたが、誌名変更があったと考えられる場合には誌名変更時にかかわらず当該後誌を直後に配置した。
- 3) 官報には編輯者ないし版權所有者の氏名のみが記され、発行組織名が分からないことが通例であるので、ここでは東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編 1979 および NACSIS-Webcat の記載によりつつ、判明する限りでの発行組織名を記した。創刊時点でのものが分からない場合には、中途の発行組織名が記してある場合もある。他方、刊行途中で発行組織が変更された場合は珍しくないが、その変遷は記載していない。雑誌名から発行組織名が推測されながらも確証がない場合には、末尾に?を附した。
- 4) 版權所有者・編輯者とも、官報で確認できた初号について記した。したがって、必ずしも創刊時点でのものではない。
- 5) Nacsis-Webcat (2011年1月現在) および出版届出によって刊行・存在が確認できた号数の最初のものとの最後のものを記した。その途中の号の刊行が確認できていない場合はある。また、当該雑誌ないしその当該号が現存していることを意味するものでは特段ない。
- 6) 創刊年月は、NACSIS-Webcat 上に登録されかつ記載があるものについてはそれに従い、瀬木編 1930-1941 にのみ記載されているものについてはその記載をとり、いずれからも情報が得られない場合には官報掲載の最初号の出版日にしたがった(いずれにせよ、必ずしも創刊号の刊行年月ではなく、またそうした場合には当該年月に刊行された号数を丸括弧内に記した)。なお、瀬木編 1930-1941 記載の雑誌創刊年月については、西田 1974:2 の記述も参照のこと。
- 7) 発行地は、瀬木編 1930-1941 ないし東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編 1979 にのみ掲載されているものについてはその記載をとり、官報に掲載されている雑誌についてはその最初号の版權所有者の住所地をとった。いずれについてもここには府県名のみを記載してある。雑誌刊行中に発行地が府県をまたいで変更になった場合も数少ないながら見られるが、その記載はしていない。

表2：官報（著作権登録）によって刊行が推測できる法律雑誌

雑誌名	著作権所有者	発行地	著作権登録状況 (最初号/最終号)	初回著作権登録日
行政学研究会雑誌 →地方行政学研究会雑誌 →行政学研究会雑誌 →行政学研究会誌 →行政学研究雑誌	田山宗堯 田山宗堯 田山宗堯 田山宗堯 田山宗堯	東京 東京 東京 東京 東京	1/10 11/20 21/30 31/40 41/60	M23年4月1日 M23年8月29日 M24年3月11日 M24年10月19日 M25年3月31日
第二期 大阪攻法会雑誌 →日本法律講義録 →日本法律雑誌	久貝義次 久貝義次 田山宗堯	東京 東京 東京	1/20 21/30 31/50	M23年5月28日 M24年3月11日 M24年11月27日
法典釈義	長島為一郎・ 長島恭三郎	埼玉・ 東京	1/37	M23年5月27日
二十四年度 第一年級東京法学院講義録	澁谷慥爾	東京	1/40	M23年9月24日
二十四年度 第二年級東京法学院講義録	澁谷慥爾	東京	1/40	M23年9月24日
二十四年度 第三年級東京法学院講義録	澁谷慥爾	東京	1/40	M23年9月24日
法曹記事	宮川九郎/ 原良彦	東京	1/13	M24年12月17日

表3：警察統計（警視庁・大阪・京都）によって
刊行が確認できる雑誌^{1) 2)}

雑誌名	警察統計記載年
難條注釈 官令全報	警視庁M17
法律雑誌	警視庁M17～M23
法律志叢	警視庁M17～M19
明法志林	警視庁M17～M20
法学問答雑誌	京都M17～M19
法律講義録	警視庁M18/M19
法律講義	警視庁M18/M19
英吉利法律講義録	警視庁M18/M19
法学論誌	警視庁M18/M19
講法新誌	警視庁M19/M20
英吉利法律学校テキストブック	警視庁M19～M21
第一年級 英吉利法律講義録	警視庁M19～M21
第二年級 英吉利法律講義録	警視庁M19～M21
法律集解	警視庁M20/M21

第三年級 英吉利法律講義録	警視庁M20/M21
専修学校法律学講義筆記	警視庁M20～M23
法学部講義	警視庁M20/M21
法学新誌	警視庁M20
法理之燈	警視庁M20/M21
東洋法海余□ ³⁾	警視庁M20
東京法学校講義録	警視庁M20
法律通信講義録	警視庁M20
法律専門雑誌	警視庁M20
独逸法学新報	警視庁M20
関西法律学校講義録	大阪M20～M22
政治法律経済学術之真相	警視庁M21
法律行政及経済之学海 明法雑誌	警視庁M21/M22
法学雑誌	警視庁M21/M22
法令月纂	大阪M21/M22
法学講義録	京都M21～M23
憲法雑誌	警視庁M22
政法ノ理	警視庁M22
法学雑誌	警視庁M22
東京法警新報	警視庁M22
法政誌叢	警視庁M23
帝国ノ法律	大阪M22
新法律	大阪M22
法学之葉	警視庁M23
経世法理	大阪M23
官令月報	大阪M23
明治研法会講義録	大阪M23

表3 註

- 1) 表1に現われる雑誌はここには掲載していない(ただし、同誌名で表1掲載のものとの異同が判断できない場合、および表1に現われる以前の時点で警察統計に名前が現われている場合については掲載してある)。
- 2) 警察統計からは創刊年月が明らかでない場合が少なくないことから、M17年以前に創刊されたものもここには含めた(それらの雑誌のいくつかについては西田1957も参照)。
- 3) 活字潰れのため判読が困難だが「潤」か。

ったこと、であろう。では、これらのことは、より具体的にはどのような意味を有するのか？ 項を改めて検討しよう。

(2) 大阪攻法会

大阪攻法会とは、明治21年8月に発足した組織であり、⁽¹⁶⁾ 田山宗堯⁽¹⁷⁾ を会主とした。安政6（1859）年に生まれ、以前には朝日新聞社の木版職工であったと伝えられる田山⁽¹⁹⁾ がどのような経緯で法律雑誌の出版へと関心を寄せていったのかは明らかでないが、一つには、『大阪攻法会雑誌』編輯者として名が挙がっている安江静との交流がきっかけとなっている可能性⁽²⁰⁾⁽²¹⁾ がある。いずれにせよ、田山・安江⁽²²⁾ らによって大阪攻法会は「大坂東区今

(16) 大阪攻法会および『大阪攻法会雑誌』をめぐるまとまった先行記述として、大中 2001 がある。

(17) 同会の発足時期にかかわる明示的記述は、税法雑誌：1号（頁記載なし）に見出され、また、『大阪攻法会雑誌』創刊号の劈頭を飾る磯部四郎「仏国民法契約篇講義」は「明治廿一年八月廿九日大阪攻法会々主田山宗堯氏来リテ余ニ語ルニ本会設立ノ目的ヲ以テシテ且余ニ仏国民法契約篇ノ講義筆記ヲ送ランコトヲ託ス」という一文で始まる。後出註65に見られるように発足を同年10月とする記述もあるが、これは雑誌発刊時期を指すものと思われる。

(18) この氏名の読みは、吉原編 2010 が指摘するように混乱した状況にあるが、ここでは、かなのてかゞみ：15号 58 に拠った。『かなのてかゞみ』を発行していた「かなのくわい」と田山とのかわりについては後出註20 参照。

(19) 田山については、吉原編 2010、およびそれによって紹介された頑鉄生 1926 が詳しい。朝日新聞社との関係については頑鉄生 1926：(上) 53-54 参照。

(20) 安江のプロフィールについてもほとんどあきらかでないものの、おそらくは、明治10年代の官員録に大阪上等裁判所書記などとして名前が現われ、退官後は市井の訴訟補助業者になったと思しき同名の人物のことではないか。たとえば彦根編 1881：169 には大阪上等裁判所十七等出仕として、彦根編 1882：170 には大阪控訴裁判所書記／正七位として、その名が見ら

橋四丁目十四番屋敷ニ置キ法律ノ講義録ヲ印刷シテ会員ニ頒ツ」⁽²³⁾ 団体として発足し、明治21年10月1日付で『大阪攻法会雑誌』の第一号を刊行した。会費は同誌創刊時点で入会金10銭／月会費10銭であり、⁽²⁴⁾ 会員数は創

れる。また、朝日新聞1886年7月29日には、安江が大阪控訴院から神戸始審裁判所へと異動となったことが記されている。なお、「生義司法省ヲ辞職シ左ノ業ニ従事ス 一民刑訴訟ノ研究 一訴訟ノ助力 一訴訟答書ノ文案 大坂上福島上ノ天神鳥居半丁東へ入 安江静」という広告（引用にあたって原文の改行は維持しない。以下同様）が現われるのはそれから間もない朝日新聞1886年9月29日付において、すなわち明治19年秋のことである。安江が代言人の免許をいずれかの時点で得たかどうかは明らかでないが、奥平（昌）1914：1362-1414にはその名を見いだせない。

また、安江と田山とが接点を持つ最初は、管見の限り、かなのくわい大阪分会の結成を通してであり、それは明治20年7月までに生じたものである。かなのくわい大阪分会発足にあたっての広告が朝日新聞1887年7月14日付に掲載されており、そこに発起人として、田山宗堯と安江静の名が連なっているのである。なお、かなのくわいの運動に田山が参加していたことは頑鉄生 1926：（上）54 に明記されており、そこには「[かなのくわい]の会員となつて、最も熱心に主張宣伝したのが縁で、攻法会だの行政学会だの、名義の下に、政治法律の講義研究の出版を創めた様に聞いて居る」と記される。

- (21) なお、かなのくわい大阪分会発足一周年を記念して明治21年7月に開催された集会には、大阪控訴院長（および関西法律学校名誉校員）を当時務めていた児島維謙が出席したという（かなのてかゞみ：26号 23）。また、和仏法律学校の前身たる東京法学校に密接にかかわった元田肇が明治20年当時にかなのくわいの会員であったということにも——後述する『大阪攻法会雑誌』の執筆者の状況に照らせば——注目してよいかもしれない。ただ、漢字廃止運動で今日なおその名を知られるかなのくわいの変遷は激しく、ここでは明治20年当時の詳細な状況を詳らかにしえない。
- (22) 大阪攻法会雑誌：7号 表4には、大阪攻法会を代表する者として、田山・安江に加え正永良熙・三宅勇という名が挙がっている。正永は同誌2号以降の大阪における印刷者である。三宅についてはこれまで情報を得ない。
- (23) 大阪攻法会雑誌：3号 表4掲載の「規則」第1条。

刊から2ヶ月余の明治21年12月の時点で「数百ノ名誉会員則賛成員ト五千ノ会員ヲ得」(大阪攻法会雑誌：6号表2)、また、さらに一年余を経た明治23年1月の時点では「本会々務ハ日夜隆盛ノ域ニ達シ会員ノ数目下已ニ一万以上ニ達」したという(大阪攻法会雑誌：32号表4)。こうした数字を額面通りに受けとることは難しいけれど、しかし千人単位での会員を擁していたことは確かと思われる⁽²⁵⁾。また、初期の各号に掲載された賛成員は大阪・東京在の者に限られず(たとえば8号記載のものでは青森から宮崎まで及ぶ)、そこから、会員自体も全国に或る程度は散っていたと考えてよさそうである。

同会は、当初は大阪で活動をしていたが、間もなく東京へと足場を移していく。発足当時より設けられていた東京出張所は、明治22年2月には「東京支会」と呼ぶこととされ(大阪攻法会雑誌：10号表2)、さらには

(24) 同前「規則」第6条。ほぼ同時期の関西法律学校の校外生(「筆授生」)の入会金・月謝は各30銭(関西大学百年史編纂委員会編1986：68)、東京法学校の通信教育機関であった中央法学会の入会金・会費は各50銭(法政大学百年史編纂委員会編1980：74。後者について江橋1993：158でも「会費」とだけ記されているが、月額であろうか)であったという。ちなみに、『中央公論』の前身である『反省会雑誌』の頒価は、明治20年には3銭、明治23年に3銭5厘であったとの由(週刊朝日編1987：397)。

(25) 会員数にかかわるより具体的な数値が現われるのは大阪攻法会雑誌：40号附録においてである。それによれば、民法・商法・民事訴訟法の公布に対する大阪攻法会雑誌の対応をめぐって会からなされた照会に対して寄せられた回答数1,625というのが、総会員数の五分の一にあたるものだとされている。

なお、それだけの人数を集めるためには、当初より会員募集のための策が組織的に講じられたと考えるのが自然であろうが、現時点では、東京日日新聞1888年9月18日付広告を重要な例外とするも、会員募集広告の類を多く見いだしてはいない。

(26) 東京朝日新聞1888年10月26日付の広告にその記載が見える。

『大阪攻法会雑誌』25号（明治22年10月）からは印刷が東京で行なわれるようになった。⁽²⁷⁾それと同じ明治22年10月に、「『大阪攻法会雑誌』に」猶税法ノ一科ヲ缺クヲ憾ミ」新たに『税法雑誌』を⁽²⁸⁾発刊、さらには、明治23年4月に民法・商法および民事訴訟法が公布されたことを承けて、それらの新規制定諸法典にかかる講義を掲載する『第二期 大阪攻法会雑誌』を、表2にも見られる如く『大阪攻法会雑誌』と並行する形で、明治23年5月に創刊する。そうして、この『第二期 大阪攻法会雑誌』に、梅の「日本民法和解論」が連載されたと考えられるのである。

そうであれば、続いて我々は、『大阪攻法会雑誌』と『第二期 大阪攻法会雑誌』⁽²⁹⁾の具体的な内容に注目していかなければならない。

(27) さらに会は、明治23年末には本局を「攻法会」とし、支局として「攻法会大阪支会」を設ける、という形で本拠地を完全に東京に移すことになる。

なお、明治40年代の『法律新聞』上にはときおり「大阪攻法会」という弁護士の集まりにかかわる記事が掲載されている（たとえば705号（1911年3月30日付））が、本文で述べた田山らの大阪攻法会の変遷から考えれば、我々が関心を寄せている組織と明治40年代のものとの間に直接のかかわりはあるまい。

(28) 税法雑誌：1号（頁記載なし）所掲の「税法雑誌発刊ノ趣旨」参照。

(29) 『税法雑誌』も法律雑誌（かつ経済雑誌）として一定の重要性を有するものであり、また、田山宗堯が後には警察および行政関連の出版を多く手がけることとなる点に照らすならば彼の出版人としてのキャリアにとって有した意義は大きかったと推測されるが、本稿ではその内容を詳細に検討することはしない。さらに、田山は攻法会以外の団体も組織しつつ、『地方行政学研究会雑誌』（後に『行政学研究会雑誌』『行政学研究誌』『行政学研究雑誌』。途中で『税法雑誌』と合併。なお、創刊時のタイトルは『行政学研究会雑誌』であった可能性がある。以上について前掲表2も参照）などを刊行するが、これらについても検討は他に譲る。

(3) 『大阪攻法会雑誌』

前述のとおり、『大阪攻法会雑誌』は明治21年10月に創刊された。月2回の刊行だが、書肆での市販によるのではなく会員への通信頒布という形式をとったためであろう、同誌の表紙には非売品と明示してある。雑誌の形を留めたまま残っているものがごく少ないことの理由は、複数科目を同時に掲載する講義録であったこと（大中 2001：3）に加えて、会員限定での頒布という流通形態にも求められるかもしれない。版型は、縦横とも現在でいうところの四六判と新書版との中間であり、コンパクトなものといっていよい。各号の頁数は、時期によって若干異なるものの、管見の限りではおおむね60～70頁である。内容面では、「雑誌」と自らを呼びつつも、実のところほぼ講義録に徹しており、新たに公布された法令類を除いては、同時代の法律雑誌でしばしばみられた雑報や記事、翻訳、単発の講演記録などをほとんど掲載していない。第7号の「三ヶ年ヲ以テ第一学期トシ其期末ニ至リ会員ノ望ニ依テハ試験ヲ成シ級第者ヘハ卒業証書ヲ授与スヘシ」という記述によれば、72号前後での完結を期していたことになるが、実際の終刊が何号であったのかは確認できていない。ただし、51号（明治23年11月）までは現認し、また、54号までの刊行にかかる記述を見出し⁽³⁰⁾ている。後述する『第二期 大阪攻法会雑誌』の創刊に伴い、41号からは⁽³¹⁾
⁽³²⁾

(30) 大阪攻法会雑誌：7号 表2。実際に試験が行なわれたかは不明。なお、東京日日新聞1888年9月30日付広告には「講師堀田正忠君受持ノ警察法ハ刑法ト更リ且同君ハ科目外ニ警察上必用ノ問題アルトキ其答案ヲ為サル、ニ付本会ハ巻尾又ハ附録ニ掲ク存疑諸君ハ簡明ニ記シテ本会エ送ル可シ」とあり（大阪攻法会雑誌：3号 表3／同：4号 表4も参照）、ここからも、会が当初、雑誌購読者とのインタラクションを企図していたことが窺える。ただし、雑誌上での「答案」登載例は見出せなかった。

(31) 内務省から交付を受けたいわゆる「内交図書」として、国立国会図書館が創刊号から51号までを所蔵する（49号は欠号）。

(32) 明治24年1月1日現在での号数だという。辻・根本 1891：巻末6, 14

『第一期 大阪攻法会雑誌』に改題された。

表4には、同誌51号までに掲載された科目名と執筆者とをまとめてある。⁽³³⁾ その後もしばらく刊行されたと思われるため、⁽³⁴⁾ 一方ではこれら以外の科目が掲載された可能性が高く、他方では52号以降に完結した科目もあるはずであるけれど、全体的な特徴・傾向をここから推し量ることは許されよう。それを五つにまとめるならば次のようになる：第一に、寄稿者に、開校から間もない関西法律学校関係の法学者・法曹を得ていることである。井上操・手塚太郎・堀田正忠らがそれに該当する。⁽³⁵⁾ これは、創刊当時大阪

参照。また、博聞雑誌：80号 表3も参照（同号は明治24年2月20日刊である）。

- (33) 雑誌上では、科目によって「講義」「講述」「述」「起稿」などという語が附されていることがあり、掲載されたもののうちに、口述された講義の筆記録もあれば新たに執筆されたものもあるらしいことが窺われる。ただし以下では行論の便宜上、各科目の担当者をいずれも「執筆者」と表記する場合がある。
- (34) その推測を支える手がかりになるのは城数馬の「法学通論」であって、51号の時点では346頁までであった同科目は、慶應義塾大学図書館所蔵の城1891[?]においては610頁を以て完結している（また、『大阪攻法会雑誌』28号掲載の初回と城1891[?]：1とは同じ版面である）。もちろん掲載誌自体が変更になった可能性はあるものの、そうでないとすれば、『大阪攻法会雑誌』の各号の通常の見数に照らす限り、52号以降もしばらくは刊行が続いたのだろうと考えられる（城の「法学通論」の刊行年を1891年と推測する所以でもある）。ただし他方で、明らかに外国法への傾斜が見られる科目展開の雑誌が、（結果的に施行延期となったとはいえ）民法・商法・訴訟法の公布がなされた以後にどれだけ一般市民の関心を引き続けたのか、疑問なしともしない。いずれにしても、今後の検討に委ねざるをえない点である。
- (35) 井上をめぐっては関西大学百年史編纂委員会編1986b：13-24／村上2008などを参照。また、在阪当時の井上の姿を伝えるものとして武田1942：36-45がある（関西大学百年史編纂委員会編1986a：108-110も参照）。手塚をめぐっては関西大学百年史編纂委員会編1986b：46-53を、堀176(765) 法と政治 62巻1号II（2011年4月）

に基盤を有していた会としては自然なことであつたらう⁽³⁶⁾。第二に、顕著な点であるが、邦人寄稿者・翻訳者の大半が司法省法学校の出身者ないし入学者であることである。磯部四郎・井上操・立木頼三・福原直道・矢代操が一期生、飯田宏作・春日肅・古賀廉造・松室致・手塚太郎そして梅が二期生、城数馬が三期生にあたる⁽³⁷⁾。第三に、このことは、ほとんど必然的に、寄稿者・翻訳者中に占める東京法学校・和仏法律学校関係者の比重の大きさを増やすことになっている⁽³⁸⁾。堀田正忠と森順正は「ボアソナード門人」と称した法律家であり、その点でも東京法学校・和仏法律学校との結びつきは強いし⁽³⁹⁾、さらには司法省法学校出身ではない富井政章が中途より執筆

田をめぐっては同：33-38／飯田 1993 を、それぞれ参照。また、大阪攻法会の初期の賛成員のなかには、鶴見守義・大島定敏らの名前が含まれている（大阪攻法会雑誌：8号 表3）。

(36) また、明治19年まで大阪控訴院書記を務めていたと思われる安江静が、彼らと直接の面識を得ていたという可能性もなくはない。ただし、井上・手塚とも大阪に異動したのは明治19年7月、堀田は同年5月であり、安江とほとんど入れ違いではある。

(37) 三期生については、課程途中で司法省法学校が廃止となり学生が（後の和仏法律学校になるものとは異なる）東京法学校へと移管されたため、司法省法学校を卒業はしていない。『大阪攻法会雑誌』上での城の肩書きは、「法律学士」ではなく「法学士」である。司法省法学校をめぐっては手塚 1988 [1967] および利谷 1965 を、城については法政大学百年史編纂委員会編 1980：92（註38）を参照。

(38) 法政大学百年史編纂委員会編 1980：83-84 に掲載された明治20年12月時点での課業表を参照するならば、そこに挙がっている科目担当者と寄稿者との重複を見出すことはごく容易である。

(39) 関西大学百年史編纂委員会編 1986b：34 参照。ちなみに、『大阪攻法会雑誌』上での両名の肩書きも「[ボワソナード／ボアソナード] 門人」である。

(40) 大阪攻法会はボアソナード文庫創設のための募金にも協力している（『大阪攻法会雑誌』23号掲載の「会告」等を参照）。ボアソナードの「死刑論」という論稿が『大阪攻法会雑誌』に掲載されているのには、一方で

者に加わったことで、その性格はいっそう鮮明になっている。第四に、しかしそれらに当てはまらない講義も含まれているのであり、とりわけ高田早苗から大日本帝国憲法にかかる寄稿を得ていることは、人的にも内容的にも雑誌の幅を広げているものと評しえよう。⁽⁴¹⁾しかし第五に、掲載されている科目に偏りがあることは否めず、後に『税法雑誌』によって補おうとされた税法・行政法関係の分野を除くとしても、なお商法は全く講じられず、民法についても全体をカバーしているとは言い難い。

表4 『大阪攻法会雑誌』掲載論稿一覧

執筆者名	論稿	分量 (51号掲載分まで) ^{*1)}	掲載号 (51号まで)	備考
飯田宏作	「仏国民法賃借篇講義」	92頁 (完結)	10, 12, 15, 17, 21, 22, 23, 27, 28	
井上操	「仏国民法 第二編 財産及所有権ノ種々ノ改様篇」	214頁	1, 2, 4, 5, 7, 9, 13, 16, 17, 18, 21, 24, 28, 30, 31, 36	
磯部四郎	「仏国民法契約篇講義」	228頁	1, 2, 3, 5, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 17, 18, 20, 22, 27, 33, 34, 50	
手塚太郎	「賃貸契約」	100頁	14, 15, 16, 18, 19, 20, 24, 31	
春日肅	「売買篇」	162頁	3, 10, 13, 16, 19, 20, 23, 29, 33, 35, 36, 44, 47, 48, 51	
飯田宏作	「仏国民法射俸契約篇」	32頁 (完結)	41, 45	
飯田宏作	「仏国民法附托及ヒ保管篇講義」	60頁 (完結)	29, 32, 34, 37, 38, 39	
富井政章	「仏国民法第三卷第四篇 (契約外ノ債務) 講義」	121頁 (完結)	10, 11, 13, 15, 16, 21, 24, 25, 27, 30	

はそのような会の態度に対する返礼の意が込められていようし、他方ではもちろん募金促進の契機にしようという意図もあっただろう（ポアソナード文庫については法政大学百年史編纂委員会編 1980：731-732を参照）。なお、この「死刑論」は、岡・江戸 1985：151に言及があるものの、法政大学ポアソナード・梅謙次郎没後100年企画・記念式典実行委員会 2010には記載されていない。

(41) 高田による帝国憲法の講義は、一度は「専ら通俗を旨とし」たものになったという理由で中絶しており、その後改めて東京専門学校における講義をもとにしたものが掲載されている。

立木頼三	「代理法」	59頁（完結）	3, 4, 6, 8, 9	
立木頼三	「先取特権及ヒ書入質法」	90頁	12, 16, 19, 21, 26, 40	
梅謙次郎	「仏国質入法講義」	90頁（完結）	36, 37, 38, 39, 45, 47, 48	
矢代操	「仏蘭西民法証拠編 第三篇第四卷」	218頁（完結）	1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 15, 18, 19, 21, 22, 25, 26, 27	
古賀廉造	「仏国訴訟法講義録」	88頁（中絶）	2, 4, 5, 6, 8, 9	
松室致	「[[仏国] 訴訟法」	51-176頁	20, 26, 31, 32, 33, 35, 37, 38, 39, 42, 43, 44, 46, 47, 48, 50	古賀連載の後継
堀田正忠	「日本刑法講義」	64頁（中絶）	1, 2, 6, 7, 14	
磯部四郎	「刑法原論」	65-162頁	23, 25, 26, 29, 31, 32, 45, 46	堀田連載の後継
福原直道	「日本治罪法講義」	218頁	2, 3, 5, 7, 12, 13, 14, 21, 30, 32, 33, 37, 38, 40, 42, 46	
ボアソナード（森順正補訳）	「死刑論」	28頁	35, 36, 40	
高田早苗	「帝国憲法講義」	48頁（中絶）	11, 14, 17	
高田早苗	「大日本帝国憲法註釈」	127頁（完結）	22, 23, 24, 25, 26, 28, 30, 50, 51	別途再開
ラトゲン（織田一訳補纂輯）	「行政法」	212頁（完結）	25, 26, 27, 28, 29, 30, 33, 34, 35, 38, 40, 41, 42, 43, 51	
城数馬	「法学通論」	346頁	28, 29, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 39, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 50, 51	

表4 註

- 1) 完結・中絶の明らかなものにはその旨を記した。

こうした諸点をどのように評価するかが重要な論点なるが、その作業は本稿の目標であり結論にもつながるので、最後に行なうこととしたい。ここではつづけて、姉妹誌である『第二期 大阪攻法会雑誌』について概観することとしよう。

(4) 『第二期 大阪攻法会雑誌』

『第二期 大阪攻法会雑誌』は前述のとおり、明治23年4月に民法・法と政治 62巻1号II (2011年4月) 179(762)

商法・民事訴訟法が公布されたことに伴い、それら新法典にかかる講義録を掲載することを目的として刊行された。管見の限りでは関西大学図書館が創刊号を所蔵しているのみであり、筆者は第2号以降を現認できていない。編輯者となっている久貝義次とは、同時期の東京の代言人としてその名が見られる人物のことだと思われる。⁽⁴²⁾ 創刊号は『[第一期]大阪攻法会雑誌』と同一のフォーマットを踏襲しているが、頁数は当初毎号80頁を予定し（大阪攻法会雑誌：40号附録）、次第に頁数を増やしていったようである（行政学研究雑誌：33号 表3）。第12号より『日本法律講義録』（明治23年12月か？）と改題、さらに第31号からは『日本法律雑誌』（明治24年11月）と再改題⁽⁴³⁾している⁽⁴⁴⁾。また、同誌は、大阪攻法会自体の名称

(42) 奥平（昌）1914：1407 参照。ゆまに書房 1996 折込の「改正代言人住居名覧表」にもその名が現われている。明治23年12月より免許の一人で、高木益太郎・花井卓蔵らと同期である。ちなみに、東京朝日新聞1891年10月11日付で大日本雄弁協会という団体の発会演説会の告知記事が掲載されているが、そこには久貝・高木・花井がいずれも弁士として名を連ねる（ただし、同紙同日付の同会名での広告には、弁士中に久貝の名が見えないのだが）。

なお、久貝は、前掲表2に記したように版權登録図書上では版權所有者としても記載されている場合がある（ただし、『第二期 大阪攻法会雑誌』の創刊号の現物では、発行者は田山と記載）。

(43) 行政学研究雑誌：33号 表3-4。また、その『日本法律雑誌』31号には梅の「罪人ハ果シテ病人歟」が掲載されたようである（同前。岡・江戸1985には不掲載）。

ところで、これに比較的近い時期の新聞には「日本法律雑誌」掲載記事にかかる刑事事件についての記述が見受けられ（東京朝日新聞1892年12月21日付／読売新聞1892年12月1日付等）、これと攻法会発兌の雑誌とのかかわりが問題になる。当該事件で被告人となっているのは宮川大二と坪谷善四郎という人物であるという。坪谷は博文館の編輯者などとして著名な人物のことであろう（また、「宮川大二」とは同じく博文館にかかわりを有する宮川大寿のことを想起させるけれど、これは憶測の域を越えない）。しかし攻法会が、当時一気に大出版社となりつつあった博文館とのつなが

変更に伴い、攻法会発兌となった⁽⁴⁵⁾。当初は月2回刊行であったのが、途中からは月刊となつたらしい⁽⁴⁶⁾。会員にのみ頒布する形態をとることは変わらず、会費は入会金10銭・月会費15銭であった（大阪攻法会雑誌：40号附録）。創刊当初は20ヶ月以内に完結する予定とされていた（同前）が、実際の終刊の時期と号数は不明である⁽⁴⁷⁾。

つづいてその内容について。上述のように雑誌をほとんど実見できていないため、掲載内容は広告等から再現するしかないのだが⁽⁴⁸⁾、ここでは、第24号までの掲載目次（行政学研究会誌：29号表3）に依拠しながら瞥見することにしよう。表5がそれである（おそらくこのうちには、第24号発行の時点で完結していないものも含まれている）。第51号までの『[第一期]大阪攻法会雑誌』から引き続き執筆しているのは矢代・福原・井上・富井・梅・飯田・松室であるが、新たに加わった執筆者も6名ある。ただしそのうちの4名が司法省法学校卒業生ないし入学生であることに照らせ⁽⁴⁹⁾

りを有したとはにはわかには考えにくく、おそらくはこの二つの「日本法律雑誌」は別個のものではないか（なお、『日本法律雑誌』とは、前掲表1にも現われているように明治10年代後半に日本法律雑誌社から刊行されていた雑誌名でもあるが、同誌の終刊時期は不明）。

(44) また、これと同時期に、攻法会は会頭として名村泰蔵を戴いている（行政学研究雑誌：32号表3-4）。

(45) 雑誌名が変更された第12号からであると思われる（地方行政学研究会雑誌：15号表2と同：16号表4とを対照せよ）。

(46) 行政学研究雑誌：51号（頁記載なし）の「攻法会会則摘要」第4条を参照。

(47) 明治25年9月の時点で42号まで刊行されている旨の記述がある（行政学研究雑誌：51号（頁記載なし）参照）。また、版權登録は、少なくとも50号まではなされている（前掲の表2参照）。

(48) 『第一期 大阪攻法会雑誌』の各号、および『税法雑誌』17号以下、『地方行政学研究会雑誌』11号以下に掲載の広告を参照。

(49) 井田鐘次郎は一期生、寺尾亨・平島及平は二期生、亀井英三郎は三期

ば、(おそらく同窓生の紐帯を利用しつつ) いわゆる仏法派に傾斜した講義内容を提示するというその性質は、基本的には変わっていないといえよう。ただ、岡村輝彦・馬場愿治という英吉利法律学校関係者⁽⁵⁰⁾が新たに加わっていることは、法典編纂とそれに続きたいわゆる法典論争という出来事が法学教育における法学者のコンステレイションに否応なしに影響を与えたことを暗示するものであろうか。また、関西法律学校との結びつきはかなり弱まっているように見える。内容面では、『第一期 大阪攻法会雑誌』

表5 『第二期 大阪攻法会雑誌』『日本法律講義録』掲載論稿一覧

執筆者	科目名
矢代操	民法 財産編第一部 物権
福原直道	民法 財産編第二部 (人権及ヒ義務)
井上操	民法 財産取得編 (先占添附)
富井政章	民法 財産取得編 売買
梅謙次郎	民法 財産取得編 和解論
寺尾亨	民法 財産取得編 (代理, 雇用及ヒ仕事請負ノ契約)
岡村輝彦	民法 証拠編
寺尾亨	商法 通則
飯田宏作	商法 商事会社
亀井英三郎	商法 保険
井田鐘次郎	商法 手形及小切手
馬場愿治	商法 海商
松室致	商法 破産
平島及平	民事訴訟法

生である。司法省法学校の入学者・卒業者の氏名については手塚 1988 [1967] 参照。

(50) 山崎 2010: 25, 60 参照。岡村は英国で法学教育を受け、馬場は1885年という初期の時点での東京大学卒業生である。なお、両名とも後に中央大学学長を務める。

に比べるならば、バランスに留意しようとしているといつてよいのではないか。

(5) 梅謙次郎の寄稿をめぐって

ここで、本稿の契機となった梅の大阪攻法会関連雑誌への寄稿についてもまとめておこう。まず、表4に示したとおり、梅は「仏国質入法講義」を『第一期 大阪攻法会雑誌』に7回に亘り分載している⁽⁵¹⁾。初回および表紙部の記載には「梅謙次郎述」とある。管見の限り、官報所掲の「版權登録図書」「出版届出図書」に独立で現われた形跡はなく、したがって別途単行書として大阪攻法会から刊行されたかどうかは明らかでない⁽⁵²⁾。

続いて「日本民法和解論」について。この掲載誌を筆者は実見することができなかったが、掲載号は、正誤表の記載に照らすならば（大中 2001：3 参照）、『第二期 大阪攻法会雑誌』8号／9号／10号／11号、『日本法律講義録』12号／13号／14号／15号／16号／17号／18号／20号／21号⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾である。こちらについても、攻法会から後に単行書として刊行されたとい

(51) 初回掲載号である36号は1890年3月発行、最終回掲載号である48号は同年9月発行。本文計90頁。48号には表紙・目次および正誤表を附す。確定的な掲載号は岡・江戸 1985：149に掲載されていないので、その点で表4は寄与するところがあろう。

(52) NACSIS-Webcatによれば梅の同題の書籍が東京大学法学部に所蔵されているとのことであるが、実見できなかった。ただしこれは『第一期 大阪攻法会雑誌』各号掲載のものを合本・製本したものであって、市販本ではないという可能性が低くないと考える。これに関連して後出註56も参照。

(53) 九州大学所蔵本では背丁を確認できるが、pp. 209～256を構成する3つの折り丁には「日本十八、九号」と、pp. 257～288を構成する2つの折り丁には「日本法律十九号」と、それぞれ記されている。判断に迷うが、18号と19号とが合併号として刊行されたのかもしれない（それはもちろん背丁を整合的には説明しえない解釈だけれども）。

(56)
う形跡は見あたらない。現存するものの表紙には「梅謙次郎著」と記され

(54) 初回掲載号と考えられる8号は1890年9月10日発行。これは梅のベルリンからの帰国から間もない時期（帰国は1890年8月9日である。東川1917：12参照）であり、また、「仏国質入法講義」の連載末期と重なりながらの連載開始である。掲載状況は『地方行政学研究会雑誌』12号／13号／14号／15号／16号および『行政学研究会雑誌』17号によって或る程度知ることができる（それらは、「日本民法和解論」が少なくとも『第二期 大阪攻法会雑誌』8号／9号／10号／11号、『日本法律講義録』12号／16号には掲載されていたことを伝える）。

最終回掲載号と考えられる21号の発行日をここでは確定しえないが、順調に刊行されていれば、大中2001：3の推測する如く、1891年3月下旬に発行されたはずである。なお、『出版月評』第40号（1891年8月）の巻末には『日本法律講義録』25号の広告が掲載されており、そこに梅が「日本民法 物上担保論」を寄稿していることが記されている。時期から考えると25号という号数は我々の予想できるところより若く、ここからは同誌の刊行が予定通りに進んでいなかった可能性が示唆される（ただし、この時期には『出版月評』の側の刊行が不順となっていたため（朝倉1987[1983]：82参照。40号は同誌の最終号であるとされている）、そのことが関係していた可能性はある）。しかしそのことは別として、同一講師が違う主題について、前連載の完結を待たずに新たな連載を始めるというのは——可能性がないわけではないが——やや考えにくい。だとすればこの広告は、「和解論」の連載が遅くとも1891年夏までには終了していたという推測を導こう（なお、『出版月評』はリプリント版である明治文献資料刊行会編1974を参照した。40号掲載の広告については同：400を参照。また、梅の「物上担保論」に関しては後出註57も参照）。

(55) 法政大学に所蔵されている梅の手稿の一部は、大阪攻法会ないし攻法会の原稿用紙に筆記されている。なお、2011年2月に筆者は法政大学図書館の厚意により同手稿を閲覧する機会を得たところ、その綴りには乱丁が見られたが、その点に留意するならば、第225節以降掉尾まで全ての原稿が揃って残されているように見えた（ただし大中2001：6参照）。

(56) 「日本民法和解論」は、大中2001：3の指摘するように、刊行年が必ずしも明確でないのだが、その点について筆者は以下のように考える：刊行年が明らかでない最大の原因は現存する「日本民法和解論」に奥付が附されていないことにある（慶應義塾大学および明治大学所蔵本がそうであ

ることは大中 2001：3 記載の通りだが、関西学院大学・北海道大学・九州大学各所蔵本にも奥付はないが、単行書として刊行されるものであれば奥付がシステムティックに附されないということは考えにくい。このことは、はじめから奥付が附されえない形でこの本が生まれた可能性を示唆する。また、大阪攻法会としては連載された講義を受講生が自ら製本することを想定していたことが、次の文章から反射的にわかる：「証拠論及代理法 [矢代操執筆の「仏蘭西民法証拠編 第三篇第四卷」と立木頼三執筆の「代理法」を指す] ハ既ニ講了終結セシハ諸君ノ知ラル、処ナリ然シテ会員諸君中ヨリ往々製本ノ件ニ付照会モ有之本会モ想フニ寒村僻地ニアル諸君ハ其地ニ西洋綴ノ製本ヲ業ト為ス者モナカルヘク又稀ニアルモ不廉等ノ嫌ナキニモアラザレバ本会ニ於テ十二月十日迄ニ寄送サル、分ニ限り左ノ割合ニテ製本ノ高嘱ニ応ス可シ [以下略]」（大阪攻法会雑誌：28号 表4）。さらに、慶應義塾大学所蔵の「日本民法和解論」には、連載終了時に掲載されたと思われる全体の正誤表と並んで、「日本法律講義録第十六号附録」として、10号から14号までの部分の小さな正誤表が挟み込まれているが、これは、同書が単行書として刊行されたものではなく雑誌分載の合本であることを強く推測させる。以上に加え、官報所掲の「版權登録図書」・「出版届出図書」には「日本民法和解論」刊行にかかわる記述を見いだせない。

ただし、雑誌購読者が自ら合本したものと別に、攻法会から単行書として刊行された可能性を示唆する情報もある。攻法会では、『大阪攻法会雑誌』掲載科目および『税法雑誌』掲載科目のうちのいくつかを単行書として発行したらしいのである（辻・根本 1891 巻末に「攻法会蔵書発売広告」が掲載されており、「高田早苗 大日本帝国憲法註釈・ラトゲン 行政法講義 合巻」/「矢代操 仏国民法証拠篇講義・富井政章 仏国民法契約外債務篇講義 合巻」などが挙がっている）。そうであれば、「日本民法和解論」についても同様のものが刊行されなかったと断言はできない。しかしなお、同広告によれば、そのように（60銭～65銭といった定価とともに）単行書として発行されたものはいずれも堅牢な装丁がなされたものの如くであるところ、管見の限りでは現存する「日本民法和解論」はいずれもごく簡易な装丁であり、それらが単行書として刊行されたものであるとはおよそ考えがたい。

以上を前提にすれば、現在我々が実際に手にすることができる「日本民法和解論」とは、1891年春ないし初夏の時点で雑誌連載が完結し、かつそれが購読者などによって——雑誌に附された表紙・目次・正誤表などと

ている。

在独の時点で梅が大阪攻法会と関係を取り結ぶこととなったそもそもの機縁については全く不明であるけれども、司法省法学校の同級生（加之手塚太郎は東京外国語学校からの同級でもある）あるいは富井政章の推輓があったと考えるのが自然だろうか。なお、「日本民法和解論」に引き続いて梅は、『日本法律講義録』のために「日本民法物上担保論」の執筆に取
りかかったとの由であるが、断片も含め、筆者は現認できていない。⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾

もに——合本された形で伝わってきたものであって、単行書として後に別個に公刊されたものではない、と考えることが適当であろう。大中 2001：3 は掲載号の推定にまで及びつつ最後でなお慎重であるけれども、「日本民法和解論」を明治25年＝1892年の刊行だとする先行記述（法学志林 1911：1 を先蹤とし、また、それを踏襲する東川 1917：14／向井 1975：78）は、修正されてよいのではないか（関連して、岡・江戸 1985：151（註8）も参照）。

(57) これは『第二期 大阪攻法会雑誌』創刊時から予定されていたことでもあった（大阪攻法会雑誌：40号附録）。前出の明治文献資料刊行会編 1974：400 は、その連載が予定通りに始まったことを推測させる（また、行政学研究雑誌：51号（頁記載なし）には『日本法律雑誌』42号までの時点で、梅が「財産取得編 和解」とともに「債権担保編 物上担保 留置権、動産質・不動産質、先取特権、抵当」を担当することが記されている）。ただし完結したかは明らかでない。

(58) ところで、大中 2001：3 は大阪攻法会と梅の関係について、『税法雑誌』5号の記述を手がかりに一定の指摘を行なうが、『税法雑誌』5号に記されているのは「和協会」という団体についてであって（これに関連して、議会：1巻1号表2の協賛員一覧も参照）大阪攻法会との関係においてではなく、その点では修正を要する。ただし、『議会』という雑誌を発刊した和協会と大阪攻法会との間に密接な関係があったことは事実であって（大阪攻法会雑誌：29号附録。また註65に引用する田山の経歴も参照）、滞独中の梅が和協会に既にかかわっていたことは確かに注目に値する。

3. まとめにかえて

以上、繁簡宜しきをえない叙述を積み上げることとなったが、最後にこれらをまとめることにしよう。

大阪攻法会の今日的視点からの最大の功績は、梅謙次郎という傑出した法律家に対して、その法学者としてのキャリアのごく初期の段階において（少なくとも）二本の論稿の執筆機会を提供したことに求められるだろう。さらに、それらの論稿が現在にまで伝わっていること自体も、幸運なことだと考えなければならない。数多くの明治期の法律雑誌が今では失われていることを考えるならば、今日我々が目にするのできない梅の法学テキストは少なくないはずなのである。

しかし、明治20年代前半という時期に大阪でこの会が発足し活動を始めた、という点に注目するならば、また別の意義も浮かび上がってくる。第一に、関西法律学校における教育活動の一端を全国に伝える媒体の一つとなったこと⁽⁵⁹⁾。第二に、関西法律学校の枠を越えて、また和仏法律学校の枠もわずかにだが越えて、第二次的法テキストの産出・提供に寄与したこと。明治20年前後の私立（法律）学校に対して特別監督条規・特別認可学校規則を通じて規制が加えられていたことと、各学校がしばしばそれに積極的に対応・順応しようとしたこととはよく知られているが、そのよう⁽⁶⁰⁾

(59) 当時の大阪には法律関連書籍の出版社として著名な（岡島）宝文館があり、『関西法律学校講義録』もこの宝文館が発行していたわけだが、オルタナティブが存在することは常に重要である。関西法律学校の講義録については関西大学百年史編纂委員会編 1986a：64-69／杉原 1980：118-122を、また、明治期の大阪での出版状況をめぐってはさしあたり平野 2010を、それぞれ参照。

(60) 利谷 1965：(2)113ff 参照。関西法律学校はといえば特別監督学校・特別認可学校となっていないけれども、それにかかる関西大学百年史編纂

な規制に縛られない法テキスト産出の可能性を、大阪攻法会は示した⁽⁶¹⁾。しかもその際に大日本帝国憲法の講義を東京専門学校の高田早苗に依頼する
 というようなセンスも、卓抜と評しうる⁽⁶²⁾。第三に、当代一流とって差し
 支えない法学者たちによる第二次的法テキストを（比較的低廉といいうる
 価格で）広い範囲の市民に提供しようとしたこと。質の高い法テキストが
 書かれ、流通し、読まれることは、当該社会が法を有するうえで重要なこ
 とであるが、それを、学校とは制度上切り離されたところで民間の出版人
 が主導しようとしたことの意義は、小さくない⁽⁶³⁾。

他方で、掲載される科目の偏り（特に『[第一期]大阪攻法会雑誌』に見られるそれ）は、購読者としてどのような層を想定していたのだろうか
 と訝かりたくなるほどでもある。これは、体系的な科目展開を意識せざる
 をえない法律学校のカリキュラムから独立に発行された雑誌の問題点とい
 えよう。また、学校という制度的裏づけを持たない出版者が会員限定とい
 う形で発行したことは、雑誌の保存という観点において不利であったら
 うし、既に刊行当時の時点でサーキュレーションの範囲を狭くもしたであ
 ろう⁽⁶⁴⁾。法典編纂をめぐる混乱的議論状況・社会状況も相俟って、『[第一期]

委員会編 1986a：75-88 の筆致は両義的である。

(61) ただし、出版業自体に対する警察的規制が存在したことはもちろんである（奥平（康）1967 参照）。

(62) 明治20年代の高田の憲法論の歴史的位置づけについては利谷 1966 を参照せよ。なお、『大阪攻法会雑誌』に掲載された高田の論稿は、労作である早稲田大学大学史資料センター編 2001 にも掲載されていないように見える。

(63) 同様の観点から、京都の「日本同盟法学会」（当初は「同盟法学会」）も注目に値する。日本同盟法学会については岡・江戸 1985：150（註4）参照。

(64) 梅の「日本民法和解論」が長く学界から忘れられていた（大中 2001：6）というのも故ないことではない。雑誌の残存状況からすれば、当時の

大阪攻法会雑誌』にしても『第二期 大阪攻法会雑誌』の後継たる『日本法律講義録』『日本法律雑誌』にしても発行されたそのほとんどが失われて、今では結末も分からない。そしてやがては、会主の田山自身が、広い領域に及ぶ第二次的法テクストを一般市民に提供するというよりは、警察官を主たる購読者とする警察行政関連雑誌の刊行へと自身の志向を移していき、攻法会は消えていくのである。⁽⁶⁵⁾

[附記] 法学研究・法学教育において図書資料が有する重要性和、大学教員としてそれら資料に対しとるべき態度とを、関西学院大学法学部に赴任したばかりの筆者に教えてくださったのは林紀昭先生であった。まことに拙い本稿ではあるが、感謝の気持ちを込めて林先生に捧げる。また、本稿が成るにあたっては、法政大学図書館・国立国会図書館・東京大学明治新聞雑誌文庫・慶應義塾大学図書館を始めとする数多くの機関の御協力を得た。この場をお借りして謝意を表したい。

初学者の眼に触れるばかりで、雑誌刊行時点での同時代的な専門法曹・法学者（および後にそれらへとなっていく者）にも読まれることが少なかったのかもしれない。

(65) その後も含めた田山の経歴については、次の記述が要点を伝える。全文を引用しよう：「生国ハ江戸ニシテ旧宍戸藩士ナリ、六歳ニシテ孤トナリ藩主ノ没邑ト共ニ、母子三人具ニ艱苦ヲ嘗ム、後チ藩ノ封邑ヲ復セラル、ヤ、禄ニ復シ藩校習徳館ニ入り学ブ。明治四年廢藩ト共ニ実業ニ志シ、明治二十一年十月大阪ニ於テ政法会ヲ創設シ法典講義録ヲ発行ス。翌二十二年八月東京ニ移住シ『税法雑誌』、『議會』等ノ雑誌ヲ発行シ、二十三年更ニ地方行政学研究会ナル名称ノ下ニ地方行政講義録ヲ発行ス。二十五年同会ヲ廢シ警眼社ト号シ『警察眼』ナル雑誌ヲ発行シ、三十三年ニ至ツテ警察協会ニ於テ雑誌ヲ発行セラル、ニ付警察眼ヲ廢刊シ、同会及ビ官庁ノ印刷物請負事業ヲ兼営シ、官庁ノ法規類ヲ発行シ、別ニ三十七年中、株式会社中外図書局ノ出版物ヲ引受ケ、三友書院ト号シ中等教科書ヲ発行シ、其外美術の印刷物ヲ発行シ以テ今日ニ及ブ」（東京書籍商組合 1912：136-137。関連して、頑鉄生 1926 および三木 2007 も参照）。

なお、この引用文中に現われる『警察眼』という雑誌の創刊号には、梅の寄稿がある（梅 1892。岡・江戸 1985 には不掲載）。

【参考文献】

- ・邦語文献・欧語文献に分けて掲げた。
- ・邦語文献は編著者名の五十音順で、欧語文献は編著者名のアルファベット順で掲げた。
- ・本文中では、直接、新聞記事ないし雑誌記事からの引用を行なった場合がある。したがって、本稿における全ての参照・引用文献がここに掲げられているわけではない。

- 浅岡邦雄 2009 [2008] 「「著作権条例」「著作権法」における雑誌の権利」, 浅岡『〈著者〉の出版史——権利と報酬をめぐる近代——』森話社, pp. 24-48.
- 朝倉治彦 1987 [1983] 「出版月評の創刊」, 朝倉『書庫縦横』出版ニュース社, pp. 75-88.
- 天野郁夫 1996 [1989] 「独学と講義録」, 天野『日本の教育システム——構造と変動——』東京大学出版会, pp. 253-278.
- 天野郁夫 1997 [1994] 「講義録と私立大学——知識伝達の日本的形態——」, 天野『教育と近代化——日本の経験』玉川大学出版部, pp. 337-410.
- 飯田泰三 1993 「堀田正忠——ボアソナード愛弟子の国事犯検事——」, 法政大学大学史資料委員会編 1993: 98-125.
- 梅謙次郎 1892 「警官八宜シク法律ヲ学フヘシ」, 不眠不休警察眼 1号 pp. 9-12.
- 梅謙次郎 2001 『日本民法和解論 完』新青出版.
- 江戸恵子 1993 「東京法学社・時習社——諸雑誌の発刊・法律書の刊行・学術講演会の開催」, 法政大学大学史資料委員会編 1993: 138-156.
- 江橋崇 1993 「中央法学会——日本最初の法学通信教育——」法政大学大学史資料委員会編 1993: 157-161.
- 大中有信 2001 「梅法学の基点」, 新青通信 7号 [梅 2001 [1981] 栞] pp. 1-6.
- 岡孝・江戸恵子 1985 「梅謙次郎著書及び論文目録——その書誌学的研究——」, 法学志林82巻 3=4号 pp. 137-214.
- 奥平昌洪 1914 『日本弁護士史』有斐閣書房.
- 奥平康弘 1967 「日本出版警察法制の歴史的研究序説 (1)-(7) [未完]」法律時報39巻 4号 pp. 54-63/39巻 6号 pp. 101-108/39巻 7号 pp. 36-43/39巻 8号 pp. 66-73/39巻 9号 pp. 73-80/39巻 10号 pp. 56-63/39巻 11号 pp. 96-104.

- 尾崎一郎 2009 「トートロジーとしての法（学）？——法のインテグリティと多元分散型統御——」, 新世代法政策学研究 3号 pp. 191-220.
- 越智啓三 2007 『家族協定の法社会学的研究』東京大学出版会.
- 大日方純夫解題 1985-1986 『明治前期警視庁・大阪府・京都府警察統計 [I ~ IV / 第2期 I ~ IV]』柏書房.
- 金沢幾子 1989 「明治期経済雑誌年表」, 経済資料研究21号 pp. 1-100.
- 関西大学百年史編纂委員会編 1986a 『関西大学百年史 通史編 上巻』関西大学.
- 関西大学百年史編纂委員会編 1986b 『関西大学百年史 人物編』関西大学.
- 頑鉄生 1926 「警察界に不可忘田山宗堯氏 (上) (下)」警察協会雑誌308号 pp. 53-58 / 309号 pp. 47-52.
- 笹倉秀夫 2010 「法的思考はどこから法的か」, UP 448号 (2010年2月号) pp. 12-17.
- 週刊朝日編 1987 『値段の明治大正昭和風俗史 (下)』朝日文庫, 朝日新聞社.
- 城数馬 1891 [?] 『法学通論』攻法会.
- 菅原彬州 1994 「『万国法律週報』と『法理精華』——『法学新報』創刊の沿革——」, 法学新報100巻1号 pp. 73-142.
- 菅原彬州 2004 「『法理精華』創刊の精神と沿革」, 中央ロー・ジャーナル 1巻1号 pp. 85-111.
- 杉原四郎 1972 『西欧経済学と近代日本』未来社.
- 杉原四郎 1980 『日本経済思想史論集』未来社.
- 杉原四郎 1987 『日本の経済雑誌』日本経済評論社.
- 杉原四郎 1992 『日本の経済学史』関西大学出版部.
- 杉原四郎 1997 『続 日本の経済雑誌』日本経済評論社.
- 杉原四郎編 1990 『日本経済雑誌の源流』有斐閣.
- 鈴木竹雄・大隅健一郎 「閑談・法律雑誌あれこれ」, 商事法務1000号 pp. 32-46.
- 瀬木博尚編 1930-1941 『東天紅——東京帝国大学法学部明治新聞雑誌文庫所蔵目録——〔全・続篇・三篇〕』瀬木博尚.
- 高瀬暢彦 1989 「日本法律学校講義録」, 鵜澤義行編集代表『日本大学法学部創立百周年記念論文集 第一巻 法学編』日本大学法学部, pp. 70-108.
- 高橋裕 2009 「法文化 legal culture の概念と法社会学研究におけるその位置——英国法社会学の議論を中心に——」, 法社会学71号 pp. 171-187.

- 武田宣英 1942 『風樹の記』 自費出版.
- 田中征男 1978 『大学拡張運動の歴史的研究——明治・大正期の「開かれた大学」の思想と実践——』 野間教育研究所.
- 田中久徳 1989 「旧帝国図書館の話雑誌収集をめぐって——「雑誌」メディアと納本制度——」 参考書誌研究36号 pp. 1-21.
- 田中英夫 1974 『実定法学入門〔第三版〕』 東京大学出版会.
- 辻泰城・根本道義 1891 『日本法典弁疑 卷一』 攻法会.
- 手塚豊 1988 『明治法学教育史の研究〔手塚豊著作集 第九卷〕』 慶應通信.
- 手塚豊 1988 [1967] 「司法省法学校小史」, 手塚 1988: 3-154.
- 手塚豊 1988 [1936] 「わが国各大学における法学部門機関雑誌の変遷」, 手塚 1988: 247-268.
- 東京書籍商組合 1912 『東京書籍商組合史及組合員概歴』 東京書籍商組合事務所.
- 東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編 1979 『明治新聞雑誌文庫所蔵雑誌目録』 東京大学出版会.
- 東京大学法学部明治新聞雑誌文庫 1994 『東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫所蔵雑誌目次総覧 第31巻-第36巻 憲政編』 大空社.
- 利谷信義 1965 「日本資本主義と法学エリート——明治期の法学教育と官僚養成——(1)(2)」, 思想493号 pp. 22-34/496号 pp. 104-119.
- 利谷信義 1966 「明治期法学教育の一断面——東京専門学校講義録の考察——」 松山商大論集17巻6号 pp. 221-249.
- 中野次雄編 2009 『判例とその読み方〔三訂版〕』 有斐閣.
- 永嶺重敏 2004 『〈読書国民〉の誕生——明治30年代の活字メディアと読書文化——』 日本エディタースクール.
- 中村文也 1993 「横浜法律学校——東京法学校の姉妹校——」 法政大学大学史資料委員会編 1993: 185-216.
- 西田長寿 1961 『明治時代の新聞と雑誌』 至文堂.
- 西田長寿 1968 [1957] 「『法律雑誌』, 『法律志叢』, 『明法志林』, 明治文化研究会編『旧版月報『明治文化』〔第一号—第十八号〕主要記事 戦後再刊『明治文化全集 月報』〔第一号—第六号〕主要記事 総集』[明治文化全集 第二十八巻 国憲汎論 別冊], 日本評論社, pp. 198-199.
- 西田長寿 1974 「『東天紅』再刊によせ」, 『東天紅』(明治文献版) 附録「『東天紅解題』」, pp. 1-10.
- 西田長寿 1989 『日本ジャーナリズム史研究』 みすず書房.
- 西田長寿 2001 [1971-1972] 『明治新聞雑誌文庫の思い出』 リキエスタ.

- 西村捨也 1968 「明治時代の雑誌の推移と主な法律関係雑誌一覧」, 西村『明治時代法律書解題』酒井書店, pp. 296-303.
- 日本書籍出版協会編 1968 『日本出版百年史年表』.
- 林真貴子 2010 「日本の司法統計」, 佐藤岩夫・小谷眞男・林真貴子『ヨーロッパの司法統計 II——ドイツ・イタリア・日本——〔東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 39〕』東京大学社会科学研究所, pp. 131-146.
- 春原源太郎編 1965 『明治初期の法学講義——井上操と関西法律学校——』関大法曹会.
- 東川徳治 1914 『博士梅謙次郎』法政大学・有斐閣.
- 彦根正三編輯 1881 『改正官員録 [明治14年2月3日出版]』博公書院.
- 彦根正三編輯 1882 『改正官員録 [明治15年3月2日出版]』博公書院.
- 平野翠 2010 「明治期大阪の出版と新聞」, 吉川登編『近代大阪の出版』創元社, pp. 27-67.
- 広中俊雄 2006 『新版民法綱要 第1巻』創文社.
- 法学志林 1911 「梅博士著書及論文目録」, 法学志林13巻8=9号号末.
- 法政大学百年史編纂委員会編 1980 『法政大学百年史』法政大学.
- 法政大学大学史資料委員会編 1993 『法律学の夜明けと法政大学』法政大学出版会.
- 法政大学ボアソナード・梅謙次郎没後100年企画・記念式典実行委員会 2010 『ボアソナード講演集・著作目録』法政大学.
- 松村光希子 2001 「明治初年法令資料目録」, 参考書誌情報54号 pp. 1-35.
- 松本三之助・山室信一校注 1990 『言論とメディア [日本近代思想大系11]』岩波書店.
- 三木理史 2007 『世界を見せた明治の写真帖』ナカニシヤ出版.
- 向井健 1975 「梅謙次郎」, 潮見俊隆・利谷信義編『日本の法学者』日本評論社, pp. 73-96.
- 村上一博 2004-2010 「明治法律学校機関誌にみる法典論争関係記事 (1)-(6・完)」, 法律論叢77巻1号 pp. 127-185/78巻6号 pp. 127-201/79巻6号 pp. 277-318/80巻1号 pp. 85-140/82巻1号 pp. 335-411/82巻6号 pp. 265-339/83巻1号 pp. 331-409.
- 村上一博 2007a 「明治法律学校における講義科目・担当者の変遷と講義録の発行」, 村上一博編著 2007: 1-22.
- 村上一博 2007b 「明治法律学校機関誌の沿革」, 村上一博編著 2007: 183-270.
- 村上一博 2008 「司法省法学校におけるボワソナード講義——井上操の仏

- 文（刑法講義）ノートを中心に——], 明治大学社会科学研究所紀要47巻1号 pp. 65-77.
- 村上一博 2008-2009 『『日本之法律』にみる法典論争関係記事 (1)-(4)』法律論叢80巻4=5号 pp. 267~367/81巻1号 pp. 207-268/81巻4=5号 pp. 243-297/81巻6号 pp. 289-350.
- 村上一博編著 2007 『日本近代法学の揺籃と明治法律学校』日本経済評論社.
- 明治文献資料刊行会編 1974 『明治前期書目集成 第十四分冊』明治文献.
- 明治文献資料刊行会編 1974-75 『明治前期書目集成 第八分冊之一/第八分冊之二/補卷之一』明治文献.
- 山崎利男 2010 『英吉利法律学校覚書——明治前期のイギリス法教育——』中央大学出版部.
- ゆまに書房 1996 『日本法曹界人物事典 第七巻〔弁護士篇〕弁護士時代 I』ゆまに書房.
- 吉原丈司編 2010 「警眼社社主田山宗堯とは誰ぞ—『警察協会雑誌』との関連をめぐって——明治警察史の一齣——〔四訂稿〕」, <http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/tayama.pdf> (2011年1月15日閲覧).
- 早稲田大学出版部編 1986 『早稲田大学出版部100年小史』早稲田大学出版部.
- 早稲田大学大学史資料センター編 2001 「早稲田大学大学史資料センター 蒐集 高田早苗著作目録」, 早稲田大学百年史記要33号 pp. (57)-(135).
- Cotterrell, Roger 1995 *Law's Community: Legal Theory in Sociological Perspective*, Clarendon Press.
- Cotterrell, Roger 2006 [1997] "The Concept of Legal Culture", Cotterrell, *Law, Culture and Society: Legal Ideas in the Mirror of Social Theory*, Ashgate, pp. 81-96.
- Dworkin, Donald 1986 *Law's Empire*, Belknap Press.
- Parsons, Talcott 2008 [1977] 'Law as an Intellectual Stepchild', Javier Trevino (ed.), *Talcott Parsons on Law and the Social System*, Cambridge Scholars Publishing, pp. 99-136.
- Raz, Joseph 1994 [1983] 'The Problem about the Nature of Law', Raz, *Ethics in the Public Domain: Essays in the Morality of Law and Politics*, Clarendon Press, pp. 195-209.

Japanese Legal Periodicals
in the mid-Meiji era and *Ōsaka Kōhō-kai*

論

Hiroshi TAKAHASHI

説

In spite of his high-profile, Kenjirō Ume, one of the prominent legal scholars in the Meiji era, left just one monograph written in Japanese. Surprisingly enough, that monograph: *Nihon Minpō Wakai-ron* [*On Transaction/ Compromise: from Perspective of the Japanese Civil Law*] was contributed to – at this distance in time – an obscure periodical published by unknown local group called *Ōsaka Kōhō-kai*. Little information is available on both this group and the periodical, and one of the reasons of such lack of information can be found in the underdevelopment of historical/ sociological research on the Japanese legal periodicals. This article tries to survey legal periodicals in the mid-Meiji era comprehensively, and to locate the journals published by *Ōsaka Kōhō-kai* in the landscape of legal periodicals of the period.